

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置

「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 7 年 2 月 18 日付け土技第 1395 号）により「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定された。

これに伴い、次のとおり工事の請負契約の取扱いについての特例措置を定める。

第一 措置の概要

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「那覇市工事請負契約約款」第 60 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議を請求することができることとする。

第二 具体的な取扱い

- (1) 令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価（令和 6 年 3 月から適用された公共工事設計労務単価をいう。）を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「P 新」及び「k」は、それぞれ以下を表すものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

- (2) 令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結した工事のうち、3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について」（平成 26 年 2 月 14 日副市長決裁）1. (1) 及び 2. から 8. まで (4. (3) を除く。) の規定を準用するものとする。

第三 その他

落札者決定通知後の工事にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結し、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明すること。

付則（令和 7 年 2 月 28 日 まちなみ共創部技術総務課技術管理室長決裁）

この特例措置は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。